



社会保障審議会生活困窮者自立支援
及び生活保護部会(第6回)

平成29年8月30日

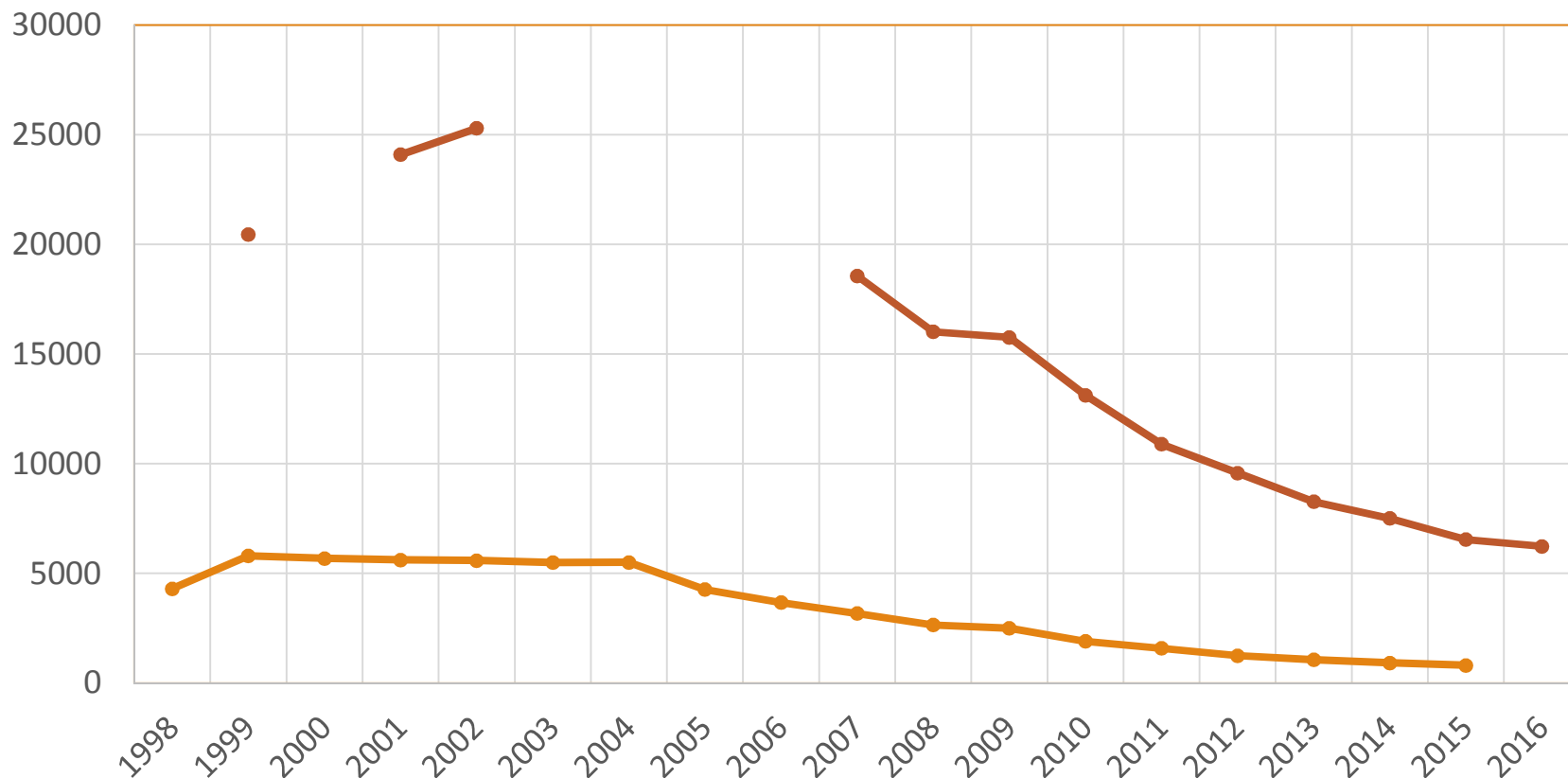
資料2

つくりい東京ファンドの活動と ハウジングファースト東京プロジェクト

一般社団法人つくりい東京ファンド代表理事
立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 特任准教授

稲葉 剛

路上生活者数の推移（全国/東京23区）



※日中の目視調査であるため、夜間の実数は約3倍になるという指摘も。

近年の路上生活者問題の現状

1990年代に比べ、路上からの生活保護申請が進んだ。

ただし、福祉事務所が民間の宿泊所への入所を事実上、強要するケースが多い。貧困ビジネスの存在。

相部屋の環境になじめない人たちが路上に滞留。または路上と施設の間を往復。

※一方で、「路上一歩手前」の状態（ネットカフェ、友人宅等）にいる人たちの実態把握は進んでいない。

東京・埼玉の貧困ビジネス施設



http://www.tanteifile.com/diary/2013/10/21_01/



<http://bizmakoto.jp/makoto/articles/1004/23/news006.html>

ホームレスと障害

表 東京都の一地区におけるホームレス者精神疾患有病率調査

診断名	2008年 (%)	2009年 (%)
うつ病	41	15
アルコール依存症	16	19
精神病性障害	16	10
自殺リスクあり	56	15
自殺ハイリスク	24	2
IQ 70 以下	未調査	34
回収率	70	60
人数	80名	168名

※2008年分は、日本公衆衛生学会誌掲載

※2009年分は、現在解析途中にて数値は正確ではない



民間宿泊所が「終の棲家」に

無料低額宿泊所：全国537施設に計15,600人。うち14,143人が生活保護利用者（2015年6月、厚労省調査）

無届け宿泊施設：全国1236施設に生活保護利用者計16578人。施設による金銭管理「有り」460施設のうち180施設（28.1%）が無契約。
（2015年6月、厚労省調査）

東京都と千葉県の民間宿泊所だけで年間150人以上が死亡退所。船橋市の宿泊所で死亡退所した19人の平均年齢は67.8歳、平均入所期間4年8ヶ月。最高齢80歳、最長入所期間8年7ヶ月。（2016年12月30日、毎日新聞）

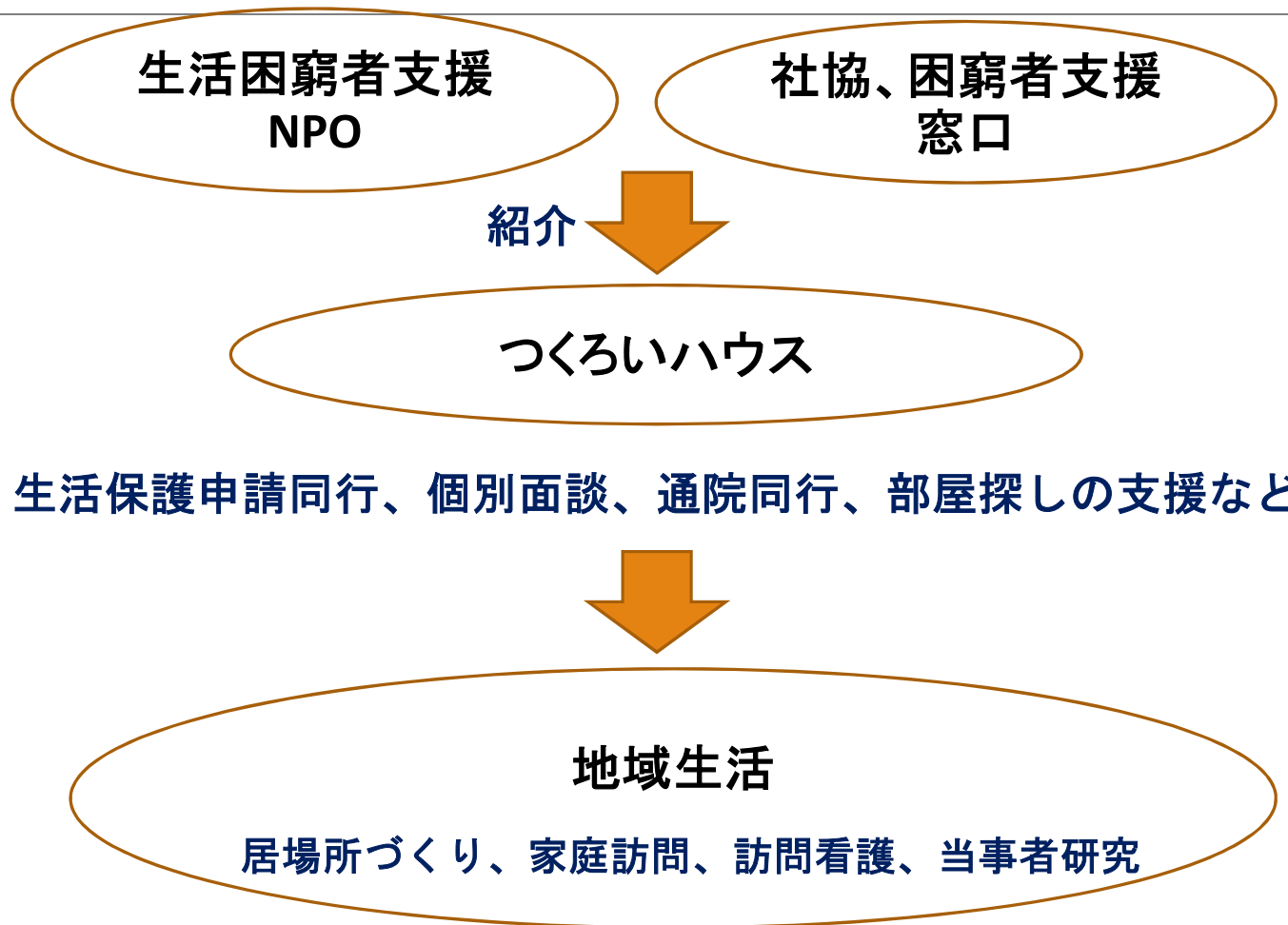
つくろい東京ファンドの住宅支援



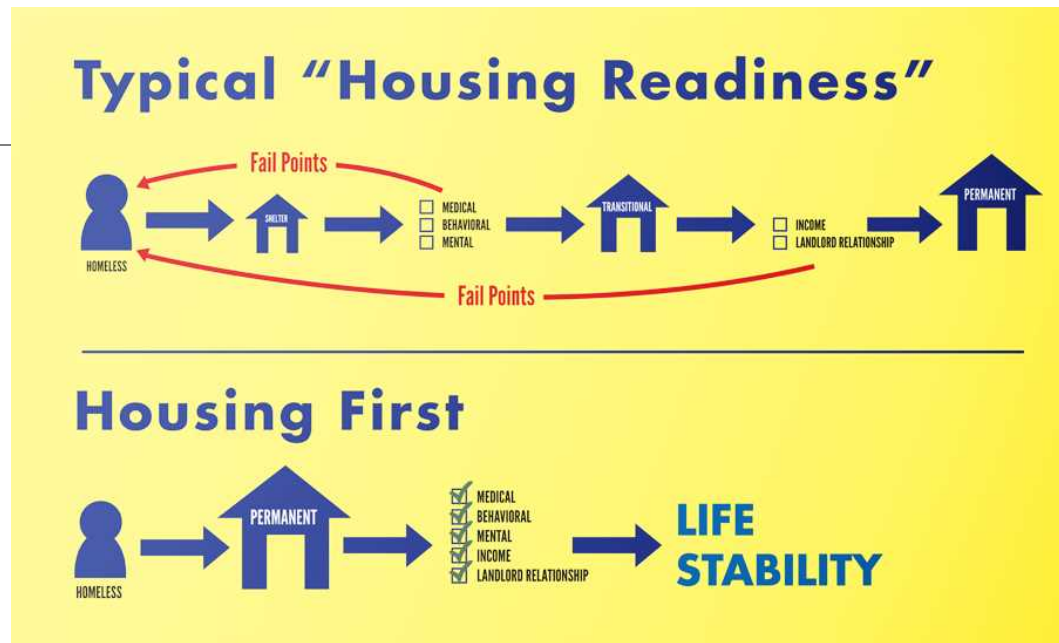
2014年、東京都中野区に個室シェルター「つくろいハウス」（7部屋）を開設。3年間で約80名が利用。

現在、都内4区（中野、新宿、豊島、墨田）で計23室を借り上げ、低所得者向けの住宅支援を展開。

「つくろいハウス」利用の流れ



ハウジングファーストモデル



http://www.abodeservices.org/what_we_do/what_is_housing_first

1990年代にアメリカで始まる。

カナダ、フランス、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、オランダ、オーストラリア等の各国で採用。

2010年、東京プロジェクト発足。2016年、ハウジングファースト東京プロジェクトに発展。

ハウジングファーストの原則

住まいは基本的人権である

すべての利用者に敬意を払い、あたたかく、共感をもって接する

利用者が必要とする限りにおいて関わりを続ける

地域に分散した住まい、独立したアパート

住まいとサービスの分離

コンシューマーの選択と自己決定

リカバリーオリエンテーション

ハームリダクション

ハウジングファースト東京プロジェクト

NPO法人てのはし：路上支援、ソーシャルワーク等

世界の医療団：広報、ファンドレイジング等

訪問看護ステーションKAZOC：精神科訪問看護

べてぶくろ：グループホーム、当事者研究等

ゆうりんクリニック：精神科・内科医療

つくろい東京ファンド：住宅支援

ハビタット・フォー・ヒューマニティ：住宅の簡易修繕、
片付け支援

福祉事務所との協働の難しさ

前泊地主義、移管問題（居住の自由の制限）

住宅扶助の代理納付に消極的な自治体の存在

アパート一時金支給の判断（ジャッジメント）が当事者不在のまま進められる。

民間支援団体への不信

「慣習」への固執

福祉事務所ごと、ケースワーカーごとの対応のばらつき

生活困窮者自立支援制度の課題

住居確保給付金：利用者が減少（H22:37151件→H28:5095件）。対象が離職者のみで、ネットカフェ等に暮らすワーキングプアや高齢者が利用できないため、自立相談支援窓口からのつなぎ先として活用できない。対象者を拡大し、アパート初期費用についても支給すべき。

一時生活支援：実施地域にバラつきがある。国の補助率（3分の2）を上げて、実施を促すべき。

就労支援のツールとしての居住支援ではなく、全ての生活困窮者に「安定した居住の確保」を最優先するという発想の転換が必要。

生活保護制度の課題

「居宅保護の原則」（生活保護法30条）を徹底し、民間宿泊所に依存するのではなく、地域生活を支える仕組みを構築すべき。そのためにもケースワーカーの増員は不可欠。

国交省の住宅セーフティネット事業（2017年10月開始予定）との連携を進め、「居住福祉」政策の確立を。

未だに存在する「水際作戦」や、小田原市ジャンパー問題に象徴されるケースワーカーの人権侵害をなくすため、研修体制の強化、第三者的な苦情受付窓口の設置が必要。「保護のしおり」や自治体サイトの生活保護制度説明のチェックも。

扶養照会について

福祉事務所が親族に対して扶養照会を行なうことが、制度利用を妨げる要因になっており、捕捉率の低さにつながっている。

公的扶助制度の利用に際し、成人した子どもの親に対する扶養義務を問う仕組みは、日本、韓国、台湾などごく少数。韓国では、「福祉の死角地帯」の存在が社会問題となり、2017年から扶養義務者の基準を段階的に撤廃。国民基礎生活保障法の制度利用者数を政策的に増やしていく。

日本も本気で貧困対策に取り組むのであれば、制度につながる人を増やす政策をとるべき。前近代的な扶養照会は段階的に廃止すべき。